

第 2 1 回

岩沼市農業委員会総会議事録

令和 7 年 9 月 2 9 日

岩 沼 市 農 業 委 員 会

令和 7 年 9 月 29 日岩沼市役所 1 階大会議室において、下記案件を審議するため、
第 21 回岩沼市農業委員会総会を開催した。

記

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 会期の決定 |
| 日程第 2 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 3 | 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 4 | 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について |
| 日程第 5 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による解約通知について |
| 日程第 6 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について |
| 日程第 8 | 農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について |

1、出席委員

1 番	木皿 清	2 番	渡邊 等	3 番	佐野 智幸	4 番	大友 信由
5 番	川村 雄治	7 番	小田原 智	8 番	菅原 龍也	9 番	鎌田 正治
10 番	三品 英樹	11 番	長田 茂	13 番	菅井 武雄	14 番	宮部 淳子

2、欠席委員

6 番	長田 幸浩	12 番	渡邊 朗子
-----	-------	------	-------

3、農地利用最適化推進委員

17 番	齋 明美	20 番	田村 祐喜
------	------	------	-------

4、事務局職員

事務局長事務取扱	古積 知明	係長 橘川 麻美	主事 土手内 知輝
----------	-------	----------	-----------

1、同日午後1時30分開会

議	長	ただいまから、第21回岩沼市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は12名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数を充たしており、本日の総会は成立いたしております。
議	長	日程第1、会期の決定について、を議題といたします。今期総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、賛成の方は挙手願います。 (挙手全員)
議	長	挙手全員であります。よって、今期総会の会期は本日1日と決定いたしました。
議	長	日程第2、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、岩沼市農業委員会規程第19条の規定により、議長において、1番木皿清委員、3番佐野智幸委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議	長	日程第3、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の1頁をご覧ください。報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、2件受理しております。今回報告いたします2件の届出は、相続による所有権の取得で、権利取得者ならびに土地の所在等については、議案書に記載のとおりでございます。なお、この届出の受理は、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。
議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第1号を終了いたします。
議	長	日程第4、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 長事務取扱		議案書の2頁をご覧ください。報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、1件受理いたしております。今回報告いたします届出は、市街化区域でのバイク保管庫への転用1件でございます。こちらは、昭和58年頃から転用の届出をしないまま利用していたことについて、始末書が提出されております。なお、この届出については、農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。以上でございます。

議	長	ただいまの事務局からの報告に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第2号を終了いたします。
議	長	日程第5、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、を議題といたします。それでは、事務局から報告願います。
古積事務局 事務取扱	長	議案書の3から4頁をご覧ください。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による解約通知について、報告いたします。本日は、6件受理しておりますが、全て農地中間管理機構に係るものですので、貸し手・借り手の組み合わせとしては3組でございます。いずれも双方の合意により解約をしたものです。当該解約通知の受理につきましては、市農業委員会規程による事務局長専決事項となっております。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、報告第3号を終了いたします。
議	長	日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。初めに、事務局から概要について説明願います。
古積事務局 事務取扱	長	議案書の5頁、議案関係資料の1から4頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、本日は2件となります。
議	長	つづいて、整理番号1について、担当委員から説明願います。
齋推進委員		9月22日担当委員3名と事務局2名で現地調査をして参りました。譲受人も立会い説明を受けました。有償で売買するものです。セブンイレブン小川店から300m程の距離の場所になります。譲渡人は高齢のため農家ができなくなったため規模拡大を希望しました譲受人へ売買することとなりました。梅畑として土地を活かしたいとのことで、3本程木が植えており、新しい苗木も2本ありました。農業に熱意のある方であり、問題ないと思われます。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
渡邊(等)委員		当該地は農道がないように見えるのですが。
齋推進委員		農道はありませんが、隣接地が譲渡人所有農地であるため通行は可能です。
議	長	他にご質問ありますか。 (挙手なし)

議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号1については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	つづいて、整理番号2について、担当委員から説明願います。
田村推進委員		整理番号1と同日に現地を確認いたしました。司法書士が立会い、案内をしてくれました。現状は大豆畑のようですが、来年から水稻へ作付けを変更するということでした。現状は雑草が生い茂っていたので、改めて譲受人へ作付けの確認をしてもらいましたところ、水稻へ変更し、管理清掃を徹底し安定した水供給を維持しますとのことでした。問題なく管理してもらえるものと思います。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。
木皿委員		現在の大豆畑は誰が作付けしているのか。
田村推進委員		●●●●が管理しております。
議	長	他にご質問ありますか。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する意見についての整理番号2については、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号2については、申請のとおり許可することに決しました。
議	長	日程第7、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題といたします。はじめに、事務局から概要を説明願います。
古積事務局長		議案書の6から7頁、議案関係資料の5から10頁をご覧ください。今回は、駐車場への転用2件、公共事業のための一時転用1件となっています。
事務取扱		
議	長	整理番号1について審議いたしますが、農業委員の自己に関する事項となっておりますので、9番 鎌田正治委員は、除斥となります。 (9番 鎌田委員 退席)

議 齋 推 進 委 員	長	それでは、担当委員から説明願います。 転用目的及び理由は現在 800 台分の駐車場を確保しているがそれでも参拝者が増加して足りないということで駐車場を増やすための転用となります。申請地に隣接する 1 区画は残し稲作を続けるようです。碎石し、89 台分の駐車スペースを確保したいとのことです。排水計画は敷地内に集水し、北側に大きい U 字溝がありますのでそこに排水する。東側に隣接する農地の作付けについては南側に取水路があり、分水栓を使いながら利用する計画で、なんら耕作に支障はないようです。また、周辺農地に被害発生がないように、土砂雨水の流出を防いで、万一の場合は、譲受人が責任をもって対応したいとのことです。しっかりとした計画をしておりましたので許可相当ではないかと思えます。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手なし)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の整理番号 1 については、申請のとおり許可相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の整理番号 1 については、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに決しました。それではここで、除斥した委員の除斥を解きます。 (9 番 鎌田委員 着席)
議	長	鎌田委員に報告します。当該案件については、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに決しました。
議 齋 推 進 委 員	長	つづいて、整理番号 2 について担当委員から説明願います。 譲受人、転用目的も整理番号 1 と同じで駐車場が不足しているため、駐車場を確保するためです。7 台分の駐車場の確保するものであり、岩沼西中学校の北西に位置する場所です。現況は畑ですが碎石をして駐車場とし、駐車場西側には防草シートを敷く、既存の側溝関係に土砂が入らないようにするとのことでした。被害防止関係ですが現状の高さから約 20 cm 碎石し勾配をもうけ転圧し、土砂流れを防止するということです。先ほどと同様、譲受人が責任をもって対応するとのことですので計画通りやっていただければ許可相当と思えます。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。

議	長	(挙手なし)
		ないようですので、お諮りいたします。議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の整理番号 2 については、申請のとおり許可相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います。
議	長	(挙手多数)
		挙手多数であります。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の整理番号 2 については、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに決しました。
議 田 村 推 進 委 員	長	つづいて、整理番号 3 について、担当委員から説明願います。
		市の雨水幹線工事のため作業場、資材置場、駐車場等として使用したいとのことです。道路の T 字路付近を一時通行止めにするため、水田に仮設道路を作りたいとのことで、表土をはがし南側に表土をもってきて土木シートをひき砕石し、迂回のための仮設道路を作りたいとのことです。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。
		ご意見等がある方は、挙手願います。
議	長	(挙手なし)
		ないようですので、お諮りいたします。議案第 1 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の整理番号 3 については、申請のとおり許可相当として、県に進達することに賛成の方は挙手願います
議	長	(挙手多数)
		挙手多数であります。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の整理番号 3 については、申請のとおり、許可相当として、県に進達することに決しました。
議 古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱	長	日程第 8、議案第 3 号、農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、を議題といたします。事務局から説明願います。
		議案書の 8 頁および別紙の「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」をご覧ください。本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により中間管理機構から農業委員会に対し意見を求められたものです。今回対象となる案件は所有権移転 2 件となっておりますが、譲渡人、譲受人の組み合わせは 1 組となります。受け手となる方は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に係る受け手要件を満たしております。なお、地域計画の地図については、「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」の 4 頁に添付しております。本日決定した意見を農地中間管理機構に提出し、農地中間管理機構がこれらを基に農用地利用集積等促進計画を定めることとなります。その後、

		市が通知を受け認可及び公告を行う流れとなります。なお、市の公告は令和7年10月27日を予定しております。以上でございます。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手無し)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第3号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見については、特に意見なしとして答申することに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第3号、農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見については、特に意見なし、として答申することに決しました。
議	長	日程第9、議案第4号、岩沼市地域計画の変更(案)について、を議題といたします。事務局から説明願います。
古 積 事 務 局 長 事 務 取 扱		議案書8頁および別紙の「岩沼市地域計画の変更について(案)」をご覧ください。岩沼市長より、地域計画の変更案について、意見を求められたものです。内容につきましては、議案第2号の三色吉地区での農地法第5条の転用許可申請があったことにより、地域計画の変更、地域計画からの削除を行うものです。
議	長	ただいまの説明に対し、質疑・ご意見をいただきます。ご意見等がある方は、挙手願います。 (挙手無し)
議	長	ないようですので、お諮りいたします。議案第4号、岩沼市地域計画の変更(案)については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議	長	挙手多数であります。よって、議案第4号、岩沼市地域計画の変更(案)については、原案のとおりとすることに決しました。
議	長	本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。これをもって、第21回岩沼市農業委員会総会を閉会いたします。 午後2時05分閉会

上記は、会議の顛末を記録したもので、その正当たるを証するため、署名をする。

令和 年 月 日

議長（会長） _____

委員 1 番 _____

委員 3 番 _____